

○財務省告示第七十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年四月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び特別  
の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号。

以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）は、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）は、価格

五

方募

イ

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

競争市場特別参加者による発行（以下「国債競争入札発行」という。）  
るものごとに発行（以下「国債競争入札発行」という。）  
参加者ごとに発行（以下「国債競争入札発行」という。）  
て、財務大臣が各国債市場特別  
した後に「行われる入札であつ  
び価格競争入札発行」という。及  
価格競争入札発行「と  
「国債市場特別参加者による発行（以下  
を定めるものによる発行（以下  
場特別参加者のごとに応募限度額  
であつて、財務大臣が行われる  
競争入札と同時に「国債競争入札発行」という。

ハ ロ

非 札 非  
競 発 行  
争 行 争  
入 入 入

各申込みのうち応募額を順次割り  
も申込みの応募額を順次割り  
当てる。その応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
割り当てて、その応募額を案分により  
各国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 価  
札 格  
発 競  
行 争  
額 行 争

額  
面  
金  
額  
で  
二  
兆  
二  
千  
七  
百  
九  
十  
二







